

# 自転車駐車場の設置義務について

八王子市内の自転車等放置禁止区域で、小売店、飲食店、遊技場等の施設の新築又は増築等を予定されている事業者様へ

八王子市では、平成22年10月1日から八王子市内の自転車等放置禁止区域内で、一定規模を超える公共施設、商業施設、娯楽施設等の特定施設を新築または増築などをしようとする場合、自転車駐車場の設置が義務付けられました。



八王子市

# 放置自転車のない 安全で快適な住みよいまちづくりを

近年、自転車は日常生活において手軽な交通手段として、また、環境に優しく、健康的な交通手段としてクローズアップされています。しかし、自転車利用の増加に伴い、駅周辺などでは多くの自転車が道路上に放置され、大きな社会問題となっています。

八王子市では、平成3年に「八王子市自転車等の放置の防止に関する条例」（以下、「条例」といいます。）を施行し、自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去を推進し、通行機能や歩行者の安全を確保することで、市民の良好な生活環境の保持を目指しています。

多くの放置自転車は、一定規模以上の公共施設、商業施設、娯楽施設等から発生しています。

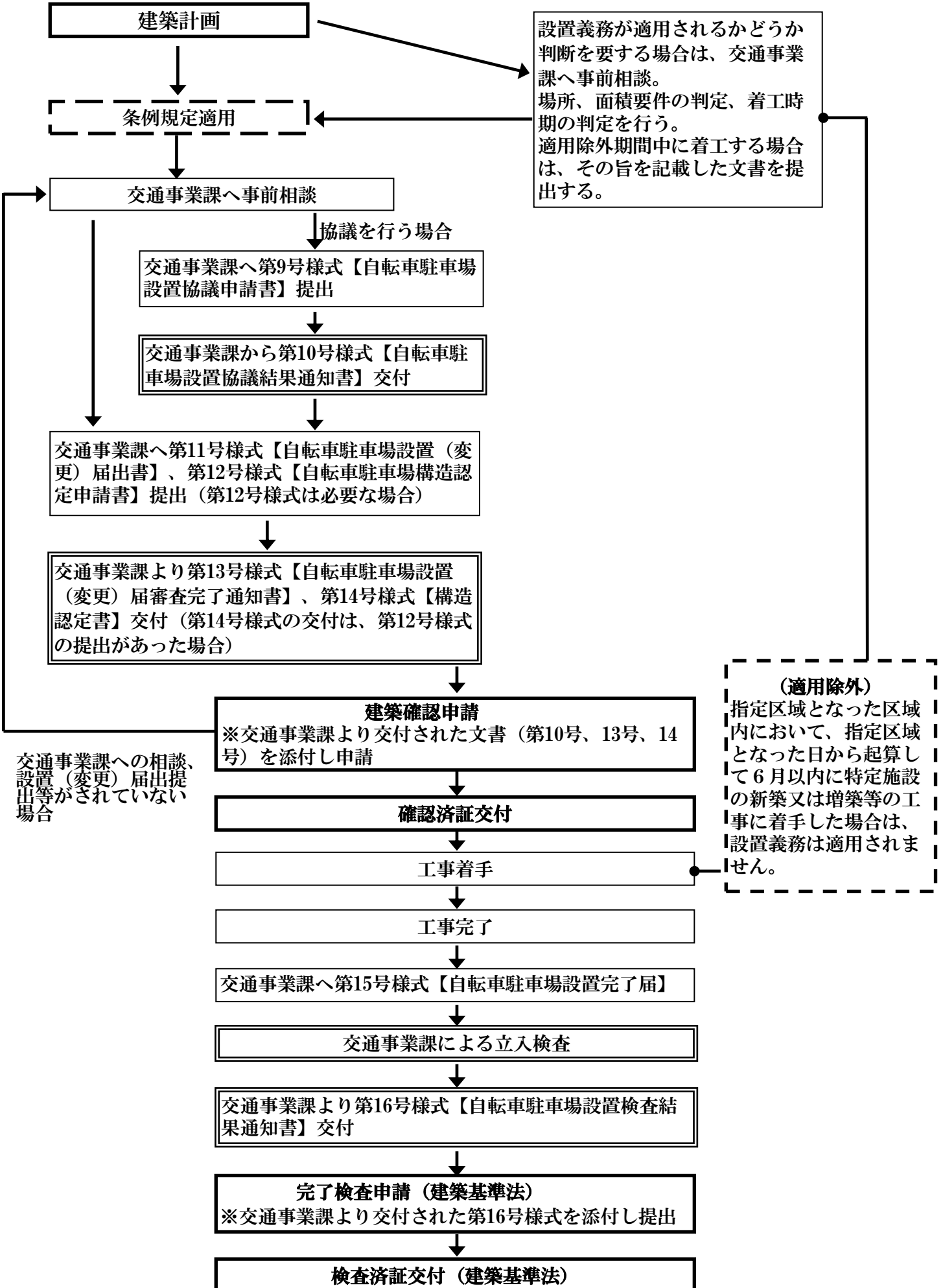
そこで、平成22年4月、八王子市では条例を見直し、指定区域内において、一定規模以上の公共施設、商業施設、娯楽施設等を新築又は増築等する場合に、その規模に応じた台数の自転車駐車場を設置していただくための規定を追加しました。

また、区域の内外を問わず、自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置や管理をしている場合は、自転車等駐車場の設置に努め、市が行っている放置自転車等防止施策に協力していただくことを定めています。（条例第7条）

## 指定区域とは

一定規模以上の公共施設、商業施設、娯楽施設等の新築又は増築等の場合（5～7ページ参照）に、自転車駐車場を設置する必要がある指定区域は、条例で定められた自転車等放置禁止区域となります。区域は、平成22年4月現在、市内11駅周辺の10か所に設定されておりますが、今後、区域を追加、変更する場合があります。

# 自転車駐車場設置義務 申請チャート



## 自転車駐車場の設置(変更)の届出

この条例により、自転車駐車場を設置又は変更しようとする場合は、自転車駐車場設置(変更)届出書に以下の書類を添付して、八王子市交通事業課まで提出をお願いします。

### [添付書類]

- (1) 施設の位置図
- (2) 施設の配置図、各階の平面図、立面図及び断面図
- (3) 施設面積の算定表
- (4) 自転車駐車場の平面図及び位置図

※ 特殊な装置を用いる自転車駐車場の場合は、その構造図及び自転車駐車場構造認定申請書

## 自転車駐車場の設置完了の届出

この条例により、自転車駐車場を設置又は変更し、その設置又は変更が完了した場合は、自転車駐車場設置完了届を八王子市交通事業課まで提出をお願いします。

## 立入検査

自転車駐車場設置完了届の提出後、交通事業課職員による立入検査が行われます。検査後、自転車駐車場設置検査結果通知書を交付します。



## 自転車駐車場の設置が必要な施設の用途の範囲及び施設面積の算出方法

特定施設の区分	特定施設の用途の範囲	施設面積の算出方法
小売店	百貨店、スーパーマーケットその他これらに類する小売店	売場、ショーウインドー、商品の陳列室、会計場所、案内所、サービスカウンター、休憩室、催事場、現金自動預払機設置室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
飲食店	喫茶店、レストランその他これらに類する飲食を提供する施設	客席、ショーウインドー、待合室、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設その他これらに類する施設	遊技室、景品交換所、案内所、会計場所、販売所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
銀行その他の金融機関	銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社、保険会社、消費者金融会社その他これらに類する施設	待合室、応接室、ショーウインドー、現金自動預払機設置室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
物品（映画、音楽等の複製物に限る。）を賃貸する事業所	レンタルビデオ店その他これに類する事業所	商品の陳列室、売場、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
学習施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校、学習塾、語学教室、料理教室、自動車教習所その他これらに類する施設	教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
スポーツ施設	体育館、ボーリング場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブその他これらに類する施設	競技場、運動場、練習場、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
カラオケボックス	カラオケボックスその他これに類する施設	個室、待合室、販売所、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
映画館	映画館その他これに類する施設	観客席、待合室、販売所、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
病院	病院、診療所その他これらに類する施設	診療施設、検査施設、待合室、販売所、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
郵便局	郵便局その他これに類する施設	待合室、応接室、現金自動預払機設置室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
官公署	市役所、税務署、図書館、集会所その他これらに類する施設	待合室、応接室、会議室、集会室、展示室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計

※ 以下、表の「特定施設の区分」に示す用途に供する施設を「特定施設」といいます。

# 自転車駐車場設置台数計算例その1

## ◎新築の場合

指定区域内において、特定施設で、当該特定施設の床面積（以下、「施設面積」といいます。）の合計が300平方メートルを超えるものを新築する場合、当該特定施設又はその敷地内若しくは当該特定施設からおおむね50メートル以内である場所に、次の（1）から（3）に掲げる基準により算出した台数の自転車駐車場の設置義務があります。ただし、算出された自転車駐車場の規模に、1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

- （1）施設面積が5,000平方メートル以下の部分については、35平方メートルごとに1台
- （2）施設面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の部分については、70平方メートルごとに1台
- （3）施設面積が10,000平方メートルを超える部分については、140平方メートルごとに1台

※施設面積の算出方法は、5ページの表のとおりです。

### ◆ 特定施設面積500㎡の建築物を新築する場合

特定施設面積  
500㎡

●通常の算定となる。

$$500\text{㎡} \div 35\text{㎡} \doteq 14.3$$

⇒ 14台以上の駐輪場の設置が必要となります。

### ◆ 特定施設面積12,000㎡の大規模施設の新築の場合

特定施設面積  
12,000㎡

（5,000㎡までの設置義務台数） ●大規模施設に対する緩和規定を適用。  
 $5,000\text{㎡} \div 35\text{㎡} \doteq 142.9$

（5,000㎡を超え10,000㎡までの設置義務台数）  
 $5,000\text{㎡} \div 70\text{㎡} \doteq 71.4$

（10,000㎡を超え12,000㎡までの設置義務台数）  
 $2,000\text{㎡} \div 140\text{㎡} \doteq 14.3$

（全体の設置義務台数の算定）

※端数を切り捨てた数値を合算します。

$$142 + 71 + 14 = 227$$

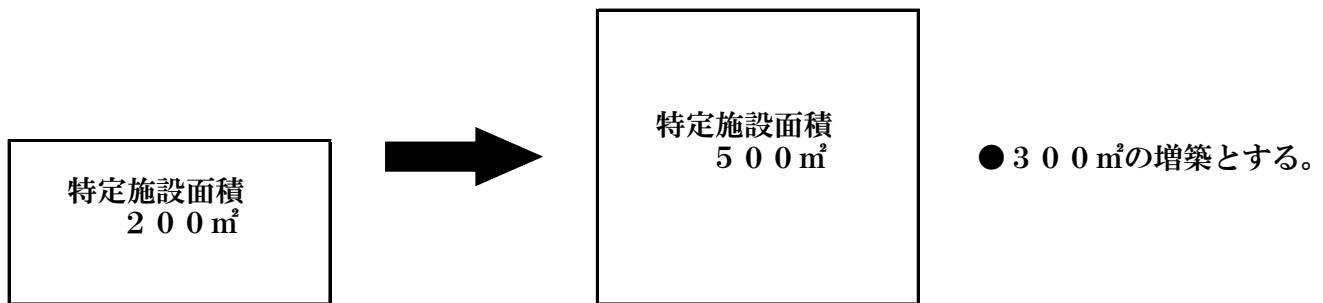
⇒ 227台以上の駐輪場の設置が必要となります。

## 自転車駐車場設置台数計算例その2

### ◎増築等の場合

指定区域内において、増築又は用途変更（以下、「増築等」といいます。）により特定施設の施設面積を増加する場合は、当該特定施設又はその敷地内若しくは当該特定施設からおおむね50メートル以内である場所に、当該増築等後の施設面積から当該増築等前の施設面積を除く部分の面積を140平方メートルで除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）の台数を規模とした自転車駐車場を設置する義務があります。

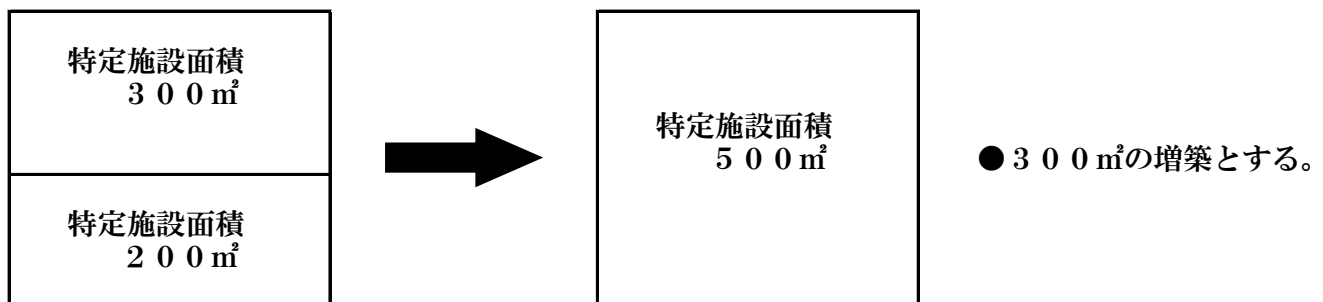
- ◆ 特定施設面積200㎡の建築物を増築し、500㎡の建築物とする場合



$$(500\text{㎡} - 200\text{㎡}) \div 140\text{㎡} \doteq 2.1$$

⇒ 2台以上の駐輪場の設置が必要となります。

- ◆ 特定施設面積200㎡、特定施設でない施設300㎡の建築物で、特定施設でない施設300㎡の用途を変更し、既設の特定施設200㎡と合わせて、500㎡の特定施設とした場合



$$(500\text{㎡} - 200\text{㎡}) \div 140\text{㎡} \doteq 2.1$$

⇒ 2台以上の駐輪場の設置が必要となります。

## 自転車駐車場の管理について

この条例により設置が必要な自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場が適正に利用されるよう、以下の点に注意し管理していただくようお願いします。

施設を利用する者以外の者（通勤、通学者等）等が、条例の規定により設置された当該施設の自転車駐車場を利用すること、あるいは、自転車駐車場が荷物置場、売場等、他の用途に供されること等により、設置目的に支障をきたすことのないよう管理してください。

## ご注意

八王子市では、この条例の適正な運用を図るため、必要に応じて次の措置を行う場合がありますので、ご注意ください。

### 1) 立入検査

条例の規定を守っていただくため、報告、資料の提出を求める場合、立入検査を行う場合があります。

### 2) 警告、勧告

違反を是正するために必要な措置を講ずるよう条例の規定に基づき警告を行う場合があります。警告に従わないときは、勧告を行う場合があります。

### 3) 公表、措置命令

勧告に従わないときは、違反者の住所、違反の内容等を公表する場合があります。また、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命令する場合があります。

## お問い合わせ先

八王子市道路交通部交通事業課  
自転車対策担当

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話：042-620-7257

FAX：042-626-3137

e-mail：b510600@city.hachioji.tokyo.jp